

説明資料 用済み後廃棄

【概要】海上保安庁では、船舶のレーダー画面上に灯浮標や灯標の位置を符号で表示させる無線方位信号所 を灯標や灯浮標に併設してきました。

近年、設置した当時から、船舶のレーダーの性能向上、AISや電子海図表示情報装置(ECDIS)の搭載義務化法、GPSプロッターの普及、海上交通センターからの情報提供等により、船舶の位置確認が容易になり、必要性が低下していることから廃止することとしました。

注:一定の要件の船舶に限る

## 今後の予定

- ◎ 令和7年4月を目処に各標識の廃止年度を決定
- ◎ 令和10年度までに順次廃止
- ◎ 利用者の意見を踏まえ、必要性が認められる場合は、 AIS信号所の設置を検討
- ※ 令和6年12月末現在、14基を運用中



## 無線方位信号所の表示例





## 【無線方位信号所一覧表(14基)】

廃止予定年度	無線方位信号所の名称	(無線方位信号所が併設されている航路標識の名称)
令和7年度	波節岩無線方位信号所	波節岩灯標
令和8年度	東京無線方位信号所	東京沖灯浮標
	東京湾中ノ瀬D無線方位信号所	東京湾中ノ瀬D灯標
	浦賀水道航路北口無線方位信号所	浦賀水道航路中央第六号灯浮標
	伊勢湾口無線方位信号所	伊勢湾第一号灯浮標
	明石海峡航路西方無線方位信号所	明石海峡航路西方灯浮標
	明石海峡航路東方無線方位信号所	明石海峡航路東方灯浮標
	播磨灘無線方位信号所	播磨灘航路第四号灯浮標
	洲本沖無線方位信号所	洲本沖灯浮標
	来島海峡航路東口無線方位信号所	来島海峡航路第九号灯浮標
	来島海峡航路西口無線方位信号所	来島海峡航路第二号灯浮標
	下関南東水道無線方位信号所	下関南東水道第四号灯浮標
	関門航路西無線方位信号所	関門航路第十号灯浮標
令和10年度	角石無線方位信号所	角石灯標